

# 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料減免適用判定フロー

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの令和2年中の**収入見込み**が、令和元年中と比べて**30%以上減少**<sup>(※)</sup>していますか？

※令和2年中の収入見込みの計算方法は、「事業収入等の状況申告書」を参照ください。

はい

いいえ

(※) 30%以上減少の判定 (例)

$$\{1 - (\text{令和2年中の収入見込み} / \text{令和元年中の収入})\} \times 100 \geq 30$$

減免の対象とはなりません。  
支払いが困難な場合は、米子市役所保険課までご相談ください。

主たる生計維持者の令和元年中の合計**所得**金額は**1,000万円以下**ですか？

※合計所得金額とは、事業所得・不動産所得・山林所得・給与所得に加え、雑所得や譲渡所得、一時所得などすべての所得を合計した金額です。

はい

いいえ

減免の対象とはなりません。  
支払いが困難な場合は、米子市役所保険課までご相談ください。

主たる生計維持者の30%以上減少が見込まれる収入に係る所得**以外**の令和元年中の合計**所得**金額は**400万円以下**ですか？

はい

いいえ

減免の対象とはなりません。  
支払いが困難な場合は、米子市役所保険課までご相談ください。

主たる生計維持者の30%以上減少が見込まれる収入に係る令和元年中の合計**所得**金額が**0円以下**ですか？  
(給与収入は650,999円以下、事業収入・不動産収入・山林収入は「収入-経費」が0円以下ですか？)

いいえ

はい

減免する額が発生しません。  
支払いが困難な場合は、米子市役所保険課までご相談ください。

主たる生計維持者の収入が減少した理由は、下記のいずれに該当しますか？

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、仕事を退職したため収入が減少したもの
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を廃業したため収入が減少したもの
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、退職・廃業はしていないが収入が減少したもの

①

②

③

減免の対象となります。  
必要な書類等は「提出書類チェックシート」を参照ください。

減免の対象となります。必要な書類等は「提出書類チェックシート」を参照ください。

※非自発的失業者該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による保険料軽減制度対象者は減免の対象外です。ただし、事業収入・不動産収入・山林収入において30%以上収入減少が見込まれる方は減免の対象となる場合があります。